

# 五月三日の会通信

## 24

横浜から……………  
 神戸から……………  
 〔から……………  
 あとがき……………  
 40 35 14 1

1977.10.

### 横浜から

横浜地裁において昭和四七年二月以降の数次にわたる△処分▽、昭和四八年十月の（前述の△処分▽に関する裁判提訴を理由の一つとする）△解雇▽に関する裁判闘争を展開している関東学院大の河村隆二氏から、いくつかの資料が寄せられたので掲載する。河村処分をめぐる問題は極めて重要な意味をもっており、「五月三日の会通信」一八号にもごく一部の資料が掲載されているが、河村助教の学園復帰闘争を支援する会発行の河村裁判闘争資料集（第三集まで発行）が理解に不可欠である。必要な方は、通信編集部または河村氏（神奈川県厚木市戸室一二五〇―一）に連絡して下さい。なお、註と（抄）の責任は編集者にあります。

資料一（註―本年二月、七月に学生寮を機動隊を用いて破壊し三名の学生を退学処分した大学当局は、四年にわたって赤旗のひるがえる研究室を六月十一日に襲撃した。）

### 抗議文

昭和五二年六月十五日

関東学院理事長 加藤亮三 殿

関東学院大学学長 高野利治 殿

六月十三日私が登学した際、私の研究室の施ジョウが新しくなり、入室できませんでした。

昭和四八年一〇月に貴殿あて、研究室は使用し、教員としての権利を行使するとの御通知してあるはずですが、

今回貴殿は私達の私物を含めて、研究室から物品を強ダツしました。これは明らかに大学に存在する職員にあるまじき行為であります。

学長高野氏に電話で確かめたところ、私の私物をトウダツしたことを認めました。

貴殿はすみやかに研究室を元の状タイに復し、トウ品を返却することを要求する。

なお、上記大学責任者に加担した職員は、私に謝罪するとともに

トウ品を元の位置に返却することを要求する。

関東学院大学工学部助教 河村隆二

資料二 (註——裁判斗争の過程で弁護団から処分に関する文書提出命令の申立が強くなされ、大学側は処分過程のあまりもの錯誤が公開されるのを怖れて提出をしぶっていたが、とうとう提出せざるをえなくなった。ここに掲載するのは〔抄〕であるが、その全体ならびに関連資料に出会いたい場合は、通信編集部または河村氏に連絡してほしい。この提出を前例として、各大学の処分過程の資料を公開させ、批判していくことが可能になっている。なお、記録のうち、昭和四七年二月九日、二月十四日、二月二十三日、昭和四八年三月二三日の分は、大学の公式記録を基礎としつつ、会議に出席していた教職員の詳細なメモにより〔一〕内に補充した。後者も弁護団から裁判所に提出されているが、大学当局は秘密をもちたとして報復的措置をとるかまえをみせている。これに対する反撃が不可欠であるのはいうまでもない。)

＊ 昭和四七年一月二二日 (土)

全学教授会記録〔抄〕

出席 七一 委任七 定足七四

〔…〕

審議 (註——岡本正学長代行による緊急措置要綱——通信一八号 参照——の提案)

〔…〕

質問

細川——一、どういう理念であるのか、教育的か、報復的か。二、問答無用、一方的処分になるのではないか。

代行(岡本)——〔…〕これ以上、議論をつづけても体連側(註——当局の策動で第二自治会を結成し、正規の自治会への武装襲撃をくりかえしては撃退されていた)は承服しないだろうし〔…〕これ以外に方法はないと思う。

〔…〕

河村——〔…〕本当の原因は授業料値上げ(阻止斗争の粉碎)ではないか。〔…〕先生のいう唯一の方法は唯一の方法ではない。〔…〕機動隊の暴力はかまわないというのか。

岡本——〔…〕信任をかけてこれを提案している。〔…〕暴力の正当性の論議は果てしなく続く。〔…〕

〔…〕

河村——改革委の提案をめぐって出されている。越権である。〔…〕

〔…〕

関谷——かなり質問されたと思いますが〔…〕採決してほしい。

〔…〕

飯尾——(討論を持続させようとする発言をさえぎりつつ)緊急動議としてとりあげてほしい。

議長——採決に入ってよろしいという方、多数と認めます。〔…〕賛成、絶対多数と認めます。〔…〕(註——この時期、癩部直前

にあった神学部教員が、癩部や処分について全く発言していないのは印象的である。)

＊ 昭和四七年一月二五日 (火)

工学部教授会記録〔抄〕

〔…〕

緊急事態に対する処置について。

——都合により詳細は記録しない——

審議決定事項

森脇、石島両君(註——経済学部学生二名と共に授業中に演説したことが緊急措置要綱にふれるとされた。)に対して次の①、②について挙手により採決。

- ① 除籍する 4
- ② 除籍を含まない処分 20

②に決定。

処置の内容に関しては学長、部長にまかせることに申合せ。

(註——この日開かれた経済学部教授会も除籍に賛成せず。)

＊ 昭和四七年一月二六日 (午前)

工学部緊急臨時教授会記録〔抄〕

〔…〕

本日の審議内容の詳細については記録しないことを確認のうえ審議に入る。

河村氏(…)の件(註——前日の会議の内容がもれたこと)は背任行為であり、後日事実経過が明らかになった時点で責任追求することを確認。

審議決定事項

森脇、石島両名の除籍について。

- 賛成 二九
  - 反対 一四
  - 白票 三
- 開票結果——可決。

(註——前日の採決との驚くべき転換。処分強行派の圧力に屈したこの転換に大学入の限らない腐敗が象徴されている。)

＊ 昭和四七年一月二六日（午後）

全学教授会記録〔抄〕

〔…〕  
出席九三 定足七四

学長 経過報告

会議中に妨害があっても席をはずさないように。〔…〕  
体連系学生集会に出たところ、次のことを学生が言った。

①決議要項実施に当って先生方に積極性が見られない。②遊反学生  
の処置を教授会でやらない場合は、もう教授会にまかしておけ  
ない。自分たちの手でやる以外にない。

〔…〕  
学長決裁で四名を除籍する。

〔…〕  
廊下に学生の声あり。「処分がきまる前に学生の言い分をきいては  
し。」

〔…〕  
議長不信任の声あり。〔…〕教授会休憩。（学生の言い分をかかぬ  
まま）教授会再開。

〔…〕  
代行（岡本）——ヘルメットだけで除籍などはたしかに問題だが、  
暴力の象徴として、法廷斗争でまけるようなことがあっても、こ

れを排除していきたい。

〔…〕  
河村——要綱こそ暴力ではないか。〔…〕今の問題を撤回しない限  
り、岡本代行不信任を出しつづける。

〔…〕〔採決をいそぐ執行部〕  
三浦——〔…〕重要事項として三分の二以上の賛成後、採決してほ  
しい。

〔…〕  
議長——（討論を打ち切って）代行案に賛成の人、挙手願います。  
賛成四七（註——三分の二はおろか、過半数より一票多いだけ。）

〔…〕  
河村——代行不信任。不信任案セコンドあり。

議長——不信任案賛成挙手願います。五名挙手。

代行——公示の時期をどうするか。意見かしてほしい。（代行一  
任、賛成の声あり。）

議長——一任に賛成の人挙手。賛成多数。代行一任に決定。これで  
閉会。

〔註——あまりにも一方的かつ強圧的暴挙に抗議して、一月二九日  
河村氏は処分の撤回までの授業ポイコットを宣言した。これに憤激  
した岡本は、二月二十二日付の河村氏あて書簡で「先進的思想性に  
生きるものは、何よりもまず自己と家族の生活を犠牲にする覚悟が  
なければ無責任のそしりをまぬがれないでしょう。」とドウカツし  
河村処分をおしすすめた。なお、岡本は、河村裁判斗争資料集、第  
二集のまえがきによれば、「戦前の左翼学生運動に参加し、一転し

て中国侵略、迫害の先兵である特務機関として活動したといわれ、

戦後は再び日本共産党に関係しており、そして又一転してその運動  
から離れ、六〇年代後半の学生運動高揚期には全共斗運動への支援  
のポーズを取り、学長の座につくや、又もや一転して弾圧支配者と  
して権力をふるう」という、めまぐるしい振幅の人物である。しか  
し、かれと、かれを出現させる関係性の批判と同時に、かれほどの  
振幅でないにしても、たえず生起しうる私たちの内部の△岡本▽か  
ら目をそらせてはならないであろう。前述の河村氏あて書簡で次の  
ようにもかく岡本を、あなたは、どのように越えうるか？「ここで  
がロードス島だ、ここで跳べ、資本論第一巻。回心によって、ひと  
が、生、の新しい地平をきり開いたからといって、それは背信でも  
転向でもありません。これを背信といい、転向というのは、体制の  
論理、ではありませんが、人間・と、生、の論理ではありません  
ぞ。」

＊ 昭和四七年二月九日（水）

工学部教授会記録〔抄〕

〔…〕  
教員人事の件（河村隆二助教授の授業ポイコットについて）

〔…〕〔註——河村氏は退席させられていた。〕

〔部長——教授会に対する挑戦だ〔…〕。〕

〔…〕

伊藤——〔…〕教員が声明を出したことの重みを考えたい。〔…〕

責任をどうするか〔…〕。

中村——他学部の関心が高いので全学教授会で審議してほしい。

〔…〕

学部長——教学権、人事権は工教授会の問題だ。

〔…〕

議長——部長提案通り工学部教授会として決議したい。

〔…〕

部長——組織として決議されたものを拒否したのは処分に値いす  
る。

〔…〕

細川——決議に先だって河村先生の意向を。

〔…〕

坂田——学部長提案通り決議してから個人の弁明を聞く〔…〕。

審議に先だち河村氏個人の弁明を聞くか否かについて決議。現在数  
四五名

①先に弁明を求める 賛成一三名↓否決。

②すぐ審議に入る 賛成二三名↓可決。

〔…〕教授会の処置方法に関して脇黒提案（註——要旨は、嚴重  
に注意し、自主的に声明を撤回させる）と部長提案（註——要旨は、  
声明と行為を撤回させ釈明を要求する）のいずれかの採用について  
決議。〔…〕

いずれも（賛成一九名で）不成立。

〔…〕

作山——二つのいずれかであると云うことを再決議せよ。〔…〕

(河村氏の声明は)言葉として誤った表現。連帯感のないボイコットはあり得ない。

(注) 細川——暴力を使わざる合法斗争と自由な意志の表明は評価されるべきだ。非暴力宣言(註——昭和四七年一月八日に全学教授会名で出したもの)との関連で考える。

(注) 議長——授業ボイコットを撤回してもらおうということで決議した。

決議結果(現在数四五名)

賛成 三六名 可決 (註——河村氏あて要請文の中には「授業ボイコットは(注)教育者として無責任な行為である」という表現がある。)

(注)

米 昭和四七年二月一四日(月)

### 工学部教授会記録〔抄〕

(注) 前回からの継続審議について。(註——河村氏は出席していたが、重要な場面で、たびたび退場させられ発言が認められずまま審議が強行された。)

(注)

(部長——教員のボイコットと云う事の重みでこれだけを(註——

する。

伊藤——非常勤講師を雇う程度の減俸を考えては。

(注)

中村——給料を引くことは難かしい。

議長——学部長一任ということで承認を。(注)

議決

河村提出文章は工学部要請の回答となっていないので(注)(さらに)審議する事(および)(注)態度の形態について(注)学部長に一任する。多数で可決。

(註——このような過程が八処分Vの実態と水準である。大学当局は、昭和四八年十月解雇以前の処置は全て処分ではない、といっているが、それが全て虚偽であることが暴露されている。また、この時点で河村問題の重要性をヒラで訴えた非常勤講師の満田氏が定足数に満たない教室会議で解雇された。)

米 昭和四七年二月二三日(水)

### 工学部教授会記録〔抄〕

(注)

学部長報告。(註——河村氏は出席を要求して廊下に待機していたが学部長の意をくんだ議長は入室を許可せず、逆に、岡本学長代行の出席と発言を許可した。——前回の教授会で河村先生の処分(註——ついに本音が出た。)を一任された件については学長(註——この時点ではまだ代行であり学長になるのは河村八処分V

全ての関連から切りはなして)審議してほしい。(注)

(注) (学生処分との関連について何人かの質問ののち)

馬場——除籍とは関係のないことで、ボイコットと云う行為が悪いと云うことで審議すればよい(注)。

(注)

議長——河村氏の回答朗読。(註——二月十一日付で、教授会が学生処分撤回を決議するまで、ボイコットを留保する、という内容のもの。)

緊急提案として川口先生より会議中の無許可の録音は中止して欲しいとの要望あり。これを承認する。

(注)

部長——それでは回答になっていない。(注)

(注)

関谷——新年度に困るのでハッキリしてほしい。

(注)

議長——回答ではないので交渉委員を作り回答を要求。

塩原——昨夜二時まで説得してもだめだったのだから今更やってみようがない。

議長——(注)回答として認められないので工学部として何らかの態度を決めることで決議したい。

賛成三五名 現在員四六名

(注)

馬場——処罰規定がないので(注)。

(注)

増田——自己批判文を書くまで教員としての権限をすべてハク奪

の実現の度合に対応し、四月以降である。)とはかって次の文章で通知した。(注)(文章を全員に配布)

昭和四七年二月一七日

工学部助教授

河村隆二殿

工学部

工学部長 高津鉄朗

(注) 我々はあなたが「授業ボイコット」を撤回する意志がないものと判断せざるを得ません。

よって(注)「不法行為に対する当面の緊急処置要綱」にもとづき、我々は下記のような措置をとることに決定しました。

記

1 全学教授会、工学部教授会、教室会議その他の委員会への出席の禁止。

2 教授活動(担当授業科目(一、二部とも)の講義、単位認定権を含む)の禁止。

以上

学長代行 岡本 正

(註——この文書は何重ものギマンで構成されている。主要な点だけ列記しても

一、文書の作成主体が、教授会、学部長、学長代行のいずれかか

二、前項は学内の規定、前回教授会の決定からはみ出し、矛盾す



本は、河村氏が自宅研修期間中に反省した形跡がないと批判し、あらためて、次の五項目——要約——をつきつけた。

一、授業ポイコット宣言を反省し、教授会の方針に従うと公式文書で表明せよ。

二、緊急措置要綱の忠実、完全な遵守を公式文書で誓約せよ。

三、要綱の精神の誠実な遵守を公式文書で誓約せよ。

四、以上に違反した場合いかなる処置にも服すると明確に公然と表明せよ。

五、自宅研修について報告書を提出せよ。

これ以上に思想狂殺に狂奔する大学当局者が、大学斗争の中で出現したであろうか、と思うほどである。しかし、八左瀧の過去をもつ岡本の、それゆえの居直り逆用、権力への忠誠表明をも、ここからよみとりつつ粉碎していかなければならないであろう。

河村氏は、この文書と三月二三日の教授会を根底的に批判する文書を三月二八日付で提出したが、岡本は、これを要請拒否とみなし教員としての活動禁止、自宅研修の処分をさらに延長した。そのため河村氏は学生、教職組への働きかけ、研究室自主管理、自主講座をふくめ可能なあらゆる斗争方法を展開しつつ、それをより広い位相に提起する媒介の一つとして、昭和四八年七月六日〔註——二年前の七月には、かれの最愛の息子、行君が、突然、次の世界に立出し、河村氏は悲嘆のどん底で関東学院大学斗争をふくむ大学斗争の諸問題に出会ってこられたのであり、——河村氏の歌集「不条理」参照——氏の斗争の深さ、持続性はこの方向からも評価されなければならぬ。〕付で横浜地裁に学権確認等請求の訴状を提出した

のである。

昭和四八年(四)第九四六号

原告 河村隆二  
被告 学校法人関東学院  
他一名(岡本正)

として現在も持続している事件がこれである。岡本一派は問題の水準の飛翔に恐怖し、同じ日に臨時全学教授会と工学部教授会を開いて、これを最終的な解雇処分の理由にしようとして試みた。また、直後の七月十日に、五名の学生を要綱違反で除籍しているのも見逃すことができない。)

米 昭和四八年九月五日(午後一時)

臨時全学教授会記録〔抄〕

〔…〕  
定足六九 出席九一 委任状六

〔…〕 報告

河村助教が横浜地裁に提訴。長くかかる予定。

質問(滝沢)——河村問題が外部で結着をつける仕儀にいたったのは、残念だと思うか?

学長——思う。〔…〕思想、信条の自由をおかした事実は全くない。むしろ、その自由を犯すものは不倶戴天の敵ですらある。

〔…〕

滝沢——河村氏が学内に戻るのには、今からでも遅くはない。御努力

を願う。

学長——〔黙ってうなづく。〕

清水——緊急措置要綱〔…〕(の)適用については、その都度〔…〕

所定のプロセスが必要。河村氏に関する業務命令権についても然り。オープンにやるべきである。

学長——討議をつくすことが望ましいのは、その通り。しかし現実の処置には、つねに時間的制約があることも御了解頂きたい。

〔…〕

(註——学長は、ここで何重ものギマンをのべている。そして、一言も語っていないが、すでに八月三十日付で工学部長と教授会に対し通常解雇の提起をおこない、そのことを他学部教授会へはもちろん、工学部教授会メンバーでも処分強行派以外にはかくしたまま、この臨時全学教授会の直後の工学部教授会で処分決定しようとはかっていたのである。この事態のハレンチさはいまでもないが、従来的人事が教室会議、科長、人事委員会、教授会、学長という方向で提起されてきたことにも真向から逆立している。まして、それまでの一年半にわたる過程で岡本からなされたドウカツと数次の処分を資料として公開せず、河村氏を会議に出席させ、弁明の機会を与えず——逆に、へ処分として出席を禁止して——訴状提起にいたる河村氏の全斗争過程への報復がなされつつあった。)

米 昭和四八年九月五日(一五時四五分)

工学部臨時教授会記録〔抄〕

〔…〕

八月三〇日付学長文書「河村隆二助教通常解雇の件」による措置を承認することの可否。

(註——前記文書は、提訴は本学の管理運営の原則に反対の意志表明であり、もはや通常解雇の措置しか残っていないから、この件を教授会で承認してほしい、という内容のものである。つまり、処分の審議でさえなく、学長文書の承認儀式である。一体これは何であろうか? これで処分が成立しようとすれば、成立させるこの世界や私たちは何であろうか? 痛苦にみちたつぶやきから、記録をさらしたどってみよう。)

〔…〕

部長——(質問に対して)懲戒解雇と区別する意味で通常解雇という言葉を用いた。(註——懲戒と処分という連想をさけ、実質的排除をねらう政治的発想がある。)

〔…〕

他に意見、質問多数あったが(註——具体的には全く記録されていない。)(…)定足数確認の上投票に入った。(一八時〇五分)

総数 五八名  
投票結果

学長文書を承認する ○ 三八  
承認しない × 一四  
白 票 上 六

(註——くりかえすが、△処分▽を審議するかどうか、ではなく、△学長文書▽を承認するかどうかで、△処分▽がきめられているのである。このズレと落差に、あらゆる問題のカギがあり、そのカギで何を開け、どこに踏みこんでいくのかが、全ての私たちに問われている。)

(学長岡本は、自らの策謀に工学部の投票機械たちが見事にかかったことにはくそ笑みつつ、九月一二日付で関東学院理事長、加藤亮三あてに、教授会の記録を添えて解雇措置の要請をおこない、捺印機械としての理事長は、九月一八日付で十月一日からの解雇通知を河村氏に送ったが返送され、宙吊り状態にある。付記しておくべき重要なことは、河村氏は長年にわたって自ら書記長その他の位置について活動してきた関東学院大学教職員組合に対して九月十日、九月一九日、九月二〇日に、解雇問題の事実経過と不当性についての討論と斗争を提起したにもかかわらず、組合執行部はこれを黙殺し、さらに一年後、執行委員会は、解雇は少しひどいが、本来授業ポイコットは処分理由になって当然、という反労働者の見解を表明したことである。河村氏は何重もの孤立によく耐えて、十月一日に斗争持続、研究室使用の声明——資料一参照——を発表し、十月一七日に、地位保全仮処分命令を横浜地裁に申請した。昭和四八年(三)第九一九号、債権者〓河村隆二、債務者〓学校法人関東学院、この事件は、河村氏、弁護士、共闘者の努力によって多くの成果をお

さめたにもかかわらず、あるいは、それ故にこそ、昭和五十年十月四日、横浜地裁第五民事部は、「社会通念の合理性」によって解雇を認め、仮処分申請を却下したのである。

学長岡本は、処分直後の全学教授会で、デタラメ極まる情況論を演説して、処分の意味から関心をそらそうとし、岡本一派も、処分に関する一切の質問や提起を圧殺するために奮闘した。)

＊ 昭和四八年十月三十一日(水)

### 全学教授会記録〔抄〕

(…) 構成員一三七 出席六四 委任一六  
学内情況について(学長)

昨日、一昨日、内ゲバの恐れあったが起らず。

各セクトが団結して、要綱撤回の運動を行なっている。

(…)

九月末(二日) 革マル系学生、学内占拠のうわさあり。(…)

十月五日 外人部隊三五〇余名、学内立入。(…)

十月十日 横須賀基地に学生立入るのうわさあり。(…)

〓二五日 文学部の授業妨害。三回、学長の連れ出しをはかる。

(…)

彼らの要綱撤回(要求)は当面だけの問題ではない。

(…)

清水(経)——九月五日の全学教授会では、学長は(河村問題は)

処分でない処分といったはずだ。(…) 経過報告をききたい。

学長——(…) 授業ポイコット(の持続)。(…) その後、脅迫等の

行為(…) 教員不適格(…) 裁判に訴えた。そこで、いままでの

説得工作(が) (…) 受け入れられなかったことに鑑み、解雇に

ふみきった。(註——あらゆる点で事実を反する。)

(…)

赤堀——(昭和四七年) 四月に授業ポイコットをやめるとの河村氏

からの申出は反省とうけとれるにもかかわらず、学長は思想を洗

脳してこいといっているのではないか。

(…)

工学部長——この問題の中味まで入るのなら(後日) 議題として取

り上げて、そこで審議してほしい。

(…)

伊藤——(…) 報告事項としてとり上げるの(ならともかく)(…)

審議事項としてとり上げるとするならば、学部の権限との関係で

問題となりはしないか。

(…)

議長——後日、機会があったら、この報告事項について補足説明し

てもらいたい。(要望事項)

(…)

(註——処分を既成事実化し、審議でなく報告の対象であり、後日

機会があれば、というのである。学部自治が、こういう形でも悪用されていることに注意。なお、後日というのは半年以上も先のことになった。)

＊ 昭和四九年五月八日(水)

### 全学教授会記録〔抄〕

(…) 総員一三五 出席六八 委任 五  
学内状況について(学長)

大勢として静かである。

(…)

要綱処分反対では(斗争が) うまくいっていない。

(…)

質問

赤堀(経)——河村問題について、迅速な取り扱いを。私を「共斗

系」との扱いは困る。

学長——工学部自治に関わるモンダイである。

川口(工部長)——報告するとはいっていない。(…) 裁判資料回

覧で可とすべし。

学長——(…) 係争中の問題だから慎重に。裁判終了後に行なうべ

きもの。

(…) (赤堀氏は、即刻報告を要求。)  
伊藤(工)——経済学部の人よりも工学部長の言い分を先にすべし。  
議長——早急になんらかの形で議題にすることを要望事項としておく。(…) 閉会宣言。

(註——大学崩壊の最終的な姿がここにある。裁判資料回覧でよいという発想は、国家権力への完全な身売り、一体化であり、議長のいう要望事項は現在まで実現されていない。そして使い捨てられた岡本は、学長の座を去って、いま病床にある。)

## 神戸から

米 昭和五二年二月二五日

### 第三八回公判調書〔抄〕

(…) 検察官(山路)——神大教養部教授当時、教養部広報委員をしておられましたね。

証人(稲見)——はい。(…) 四四年中頃から(四八年に)退官するまでの四年間です。

(…) (昭和四四年二月三日の事件に関して)

検——(会議室には)何人ぐらい入って来たんですか。

証——(…) 四、五十人でしょうか、ちょっと詳細は今のところ記憶してません。

(…)

検——当時、証人は検察官の面前で供述調書を作られ(…) その調書によると(…) 約一〇〇名ぐらい乱入したと(…)

証——(…) はあ、そう言われますと、そうであったかもしれせん。(註——広報にも約一〇〇名とあるが、広報もまじめによん

でいらしい。)

(…)

検——証人に対しては(他の教授会メンバーに対するような)何かそういう詰問が行われたんですか。

証——(…) 人間不適合(註——広報や太宰治をよんでいないらしい。)(…) か何かいうことを机の上に書かれたような記憶があるんですけど答えが相手側に気に入らなかったということだったんじゃないか、いんでしょうか。

検——それを書いたのは誰ですか。

証——いろいろ回っておりまして誰という記憶はもうありません。(註——検察官が松下ではないか、と誘導的詰問をしたが、証言は不適合。)

(昭和四五年四月八日の事件に関して)

検——この日、証人は授業か何かはなかったんですか。

証——この日、午後、部長室で(運営委員としてこれから開く教授会について)いろいろ相談していたんだと思います。(…)

(…)

検——そうすると、教授会を開く前には運営委員会を開いて(…)

事前に協議しておくものなんですね。

証——教授会を開く前に(だけ)じゃなくてあの頃はほとんど時間あいたら連日、時には夜までいろんな問題を討議しておりました。(註——かつての激務?の無理解者へのファンマンをおさえかねる風情。)

(…)

検——(その後、A棟地下の食堂で)食事中、何か変わったこと

がありましたか。

証——(…) 大きな音がしましたんで、やはり学生が(部長室や会議室のある一階に)乱入して来たかと判断しまして、(…) もう部長室との連絡は電話連絡しかないと判断し(…) (正門横の)守衛さんのところ(…) へまいりました。(註——何かを怖れて、機動隊がくるまでは広報取材の責任を放棄し、現場へ近よううとしなかったことを証言した。)

(…)

(主尋問のあとで弁護人が反対尋問をはじめると、証人は、ふしぎそうに「あなたはだれか」と質問する。この問いには、かれも気付かない本質がふくまれているだろう。)

(…)

弁護人(河原)——(封鎖中に)自主講座で頼まれて講義をされたことがあるんですね。

証——そうですね。(…) ところが話三〇分ほどすると多勢生徒ンがはいって来て自主講座をじゃましてやめましたけれども、そういうこともあったわけなんです。

弁——(…) そこには最初から松下さんいらっしゃったわけですか。

証——そのときはむしろ(企画したのは)松下さんじゃなくて(封鎖中の)学生のほうだったと思いますよ。(…) (註——かれにさえ問題提起をさせるといふ自主講座の多様さ、包括性の立証になる。ただし「じゃま」されたという感性は、証人の限界である。)

(…)

(二月三日の事件に関して)

弁——学生が押しかけてきたら教授会はもうすぐ閉会にしようという打合せができていたんじゃないんですか。

証——〔…〕広報に一応のことは全部書いておられますけど、そういう微に入り細に入ったことはとても書くスペースがないし〔註——スペースや金や労力が無制限なのに？〕書く必要がない〔註——当局に不利だから？〕というような判断を運営委員会はしておりますから。

〔…〕

弁——四月八日の事件に関して、

証——〔…〕会議室に通じる事務室前の廊下で証人は松下さんを見かけましたか。

証——覚えておりません。〔註——取材するのが怖しかった？〕

〔…〕

被告人（松下）——例えば広報二二号、二五号、三〇号はかなりぶ厚いですが、これらは何部印刷しましたか。

検——異議あり、関連性なし。

〔…〕

被——松下処分に関する調査委員会に対して広報を資料として提出されたことがありますか。

証——〔…〕広報というものは、そういうところへ出しません。

被——松下講師問題調査委員会報告書というものはご存知ですか。

〔…〕極秘の当局は回収済みと信じていた資料をとりだす。回らんとしたい人は連絡して下さい。〕

証——〔…〕蒼ざめて、ふるえだす。〕

被——その中に処分理由一二項目の内、七項目について広報が資料

として提出されている（のですが）記憶ありませんか。

証——（うろたえつつ）それは何も私に関係のあることじゃないじやありませんか。

被——〔…〕関係あるでしょう、広報委員として提出したか、しないかは。

〔…〕

検——それは本件とどういう関係があるのか。

被——処分理由と公訴事実とに広報がどうという資料として提出されたかを知るため。

検——松下問題調査委員会は〔…〕刑事事件とは無関係のいわば民事上のものである。

裁判長（荒石）——異議却下。起訴状に松下処分問題と記載あり。

被——〔…〕報告書の八ページ以降に昭和四五年四月八日付で「松平講師の行動年表」がありますね。〔…〕証人が作成されたものですか。

証——そういうことは一切ここでは言えません。また言う事項じゃありません。

〔…〕

検——（被告人の追求に対して）異議あり。〔…〕（内容が混乱しすぎてきとれず。）

被——〔…〕この文書の日付が（公訴事実の）四月八日付であり

〔…〕この報告書には起訴されている四四年九月一日、一二月三日の私の行動がかいてある。

裁判長——異議却下。

被——これによると〔…〕少くとも、先ほどの〔…〕証言は誤り

ですな。

証——そういうこと〔註——先ほどの「そういうこと」とのちがいに注意）は一切ここで答えることはできないと言っているわけですね。

被——（この文書は）四月八日の教授会の直前に開かれていたという運営委員会で検討されましたか。

証——それも一切ここでは答えることができません。

〔…〕

被——作成したのは広報委員会ですか。

証——そういうことは一切言えないと言ってるじゃありませんか。

弁——（たまりかねて）裁判長から、この証人に対して、（宣誓との関連でも）誠実に答えるようにご注意ください。

検——〔…〕（前国家公務員として）保守義務がある。

裁判長——その資料が出たかどうかも答えることができないということになりますか。

証——いや、〔…〕（出たが）すぐ回収した。そしてこの件についてでは或る時機が来るまで公表しないという決定があるので〔…〕。

〔…〕

被——昭和四三年一月一日、及び一月二五日、及び二月五日のそれぞれの評議会に学生らが入ったという記載が広報三〇号三五ページにあります、その記憶はありますか。

証——〔…〕評議会に乱入したというようなことだけ記憶しております。〔註——これらに対して刑事事件はおきていない。又、刑事事件にするほど大学当局は追いつめられていなかった。〕

〔…〕

被——昭和四六年六月二日の教授会に学生らが入ったときに退去命令が出された、広報二七号九ページに書いてありますが、本件の公訴事実である昭和四四年一二月三日には退去命令が出された記憶はないわけですね。

証——〔…〕正確な記憶ありません。

〔この後、被告人から、一二月三日の事件だけが、退去命令さえ出していないのに、処分段階で政治的に起訴されたという関係性を立証しようとする、裁判長は制止し、公判調書にはその痕跡がなくなっている。〕

〔…〕

被——（一二月三日には）会議室のどの位置に着席されましたか。

〔…〕（といって図面を聞いてもらう。地理学の教官とは思えない、方向性を無視した図面なので、その感想を被告人がのべると、検察官らが制止した。調書からも削除。）〔…〕その左右に座っていた人の記憶はありますか。

〔…〕

被——一二月三日会議室にいた教官のかなりの人が学生の質問に答えて話合をしたではありませんか。

証——（いたとしても）そういうこと、いちいち覚えておりません。被——広報（二二号）には松下昇が机の上などにマジックペンで書き回ったと記載されていますがその通りですか。

証——具体的な内容は、一人がどうということとは問題じゃないんです。だから答えることはできません。〔註——おどろくべき無責任さが語られている。しかし同時に、記載の誤りと、松下 昇の

仮装的複素数性が暗示されている。

被——(四月八日)当日の立入禁止の範囲はどこですか。

証——A棟だと思います。

(…)

被——A棟立入禁止であれば(地下の)食堂も立入禁止ですね。

証——(不意をつかれて)……。

被——そうですね。

証——……。

(…)

被——A棟には研究室が四階までありますね。そこはいかがですか。

(証人は、「ご存知のあなたがそういう質問されるのは、おかしくて仕様がな。」と、だまり続けている。)

(…)

弁——関連性のある質問には誠実に答えるよう裁判所から証人に対して注意願いたい。

検——証人は不誠実ではない。(…)弾劾はやめてほしい。(証—

—この日に、鬼頭裁判官に関する弾劾裁判があったためか?)

(このあと、調書には記載されていないが、被告人から「弾劾裁判所ではないのだから、弾劾しているのではない。A棟立入禁止の厳密な概念をきいているのだ。」と発言)

裁判長——今の被告人の質問、その点どうですか。

証——ふつう立入禁止というときには(厳密に)(…)明記してやっていないからです。だから答えがありません。

(…)

被——証人の研究室はA棟にありますか。

証——あります。(…)(当日だけでなく)紛争が始まってから

(…)研究できる状態にありませんでした。

(…)

被——広報三七号一七頁に証人は定年退官にあたってのあいさつを書かれておりますが、その中に「近づくのもいやであった頃のA棟四階の研究室」(が今となっては思い出は尽きない。)(…)

証——ドアに落書きいっぱいありまして非常に不愉快だったからです。(内容は)覚えておりません。(苦々しい表情)

(証——広報二五号二八ページには、稲見研究室のドアの文字が写真にうつっている。その文字は、自分の手で僕をつかまえてみろ。自分の手でペラを破り、自分の手でこの文字を消し、自分の判断で動いてみる。広報バカ・と鮮かに記されている。)

米 昭和五二年三月二五日

### 第三十九回公判調書〔抄〕

(反対尋問の続き)

被告人(松下)——教養部広報三〇号一七三ページ以降には昭和四

三年二月一八日から四四年一月一九日までの教授会の経過、

議題などが記載されておりますが(…)、重要な議題(例||評議

会報告など)は必ず記載されていると考えていいわけですね。

証人(稲見)——一応そうだと思います。

(…)

被——(…)広報三一号一七ページに「一般に学期を越えての授業

計画の変更は教授会の権限を越えて評議会の決定事項である」と記されていますが(…)四年度段階(封鎖解除→授業再開)でも(…)当然、評議会の議題になり、それが(…)広報にも記録されたはずですね。

証——(…)結論だけだったら記録したかもしれないけれども、したかどうかはつきり覚えてません。(証——記録にはみ当らない。つまり、授業再開についての評議会決定はなく、ウヤマヤのうち再開を強行したのである。そして前述の広報三一号の記述は、昭和四七年二月、一応の正常化が完了しつつあると当局が考えた時期に、ストによる試験延期をしない(全員不合格)とドウカツするために出されている。)

被——(…)二月三日の教授会(や)(…)四月八日の教授会には被告人松下昇は出席資格はありませんか。

証——(…)(二月三日は)あったと思います。(四月八日は)(…)

(当人の処分を対象にするから)あるいは遠慮して下さいという立場をとったかと思えます。よく知りません。

被——(そういう場合は)教授会決定ないしは内容証明郵便というふうな明確な証拠が残るはずですね。

証——(…)当然なければ、そういうこと(出席禁止)は出せないと思います。(証——当然、そのような禁止はなかった。)

(…)

(このあと、調査委員会についていくつかの質問を被告人からおこなったが、証人は前回と同様に、「答えられません。」の一点張り。)

検察官(山路)——異議あり。(…)保守義務がある。よって監督官庁或いは上級者の許可がなければ証言を拒否できる。

裁判長(荒石)——(合議の上で)異議棄却。調査委員会に松下を呼んだかどうかという事実についての質問ゆえ秘密に属さない。

被——調査委員会に松下昇を呼んで調査しましたか。

証——いや、調査委員会のことは答えることができません。(満場

あ然とする。)

(…)

検——異議あり。(…)(理由をいえないまま立往生する。)

弁護人(河原)——この点に関連した事実が公訴事実になっている

から、保守義務に隠れて証言を拒否することは許されない。

裁判長——異議棄却。調査委員会に当事者を呼ばずにできるかどうかという一般的な質問ゆえ秘密に属さない。

(…)

証——(いやそうに)それはしておりません。

被——他の第三者を呼んで、それらの証言を参考にしましたか。

検——異議あり。

証——第三者の氏名はともかく、第三者を呼んだかどうか(…)。

(…)

証——ということは結局調査委員会の内容を明らかにすることでありますから、ここではできないと言っているわけです。

(この頃、証人のあまりのひどさに呆れた女性傍聴人が、身体のを公判調書でみると…)

「裁判長は足をおろすよう命じた。」

右傍聴人は「足をあげていけない理由は何か。」等と発言し裁判長の命令に従わなかったので、裁判長は右傍聴人に退廷を命じ退廷させた。」

公判調書には記されていないが、被告人は裁判長の命令に異議申立をし、却下された。被告人は傍聴席にでかけて、廷吏の行動を阻止しつつ、傍聴人と前後して法廷の外へ出てから、この傍聴人の再入廷まで反対尋問を宙吊りにする、と主張したので、裁判長も再入廷を認めざるをえなくなった。」

裁——第三者を呼んだかどうかの点は秘密に属さないと考える。その点について答えて下さい。

証——〔…〕尽せるだけの方法をとっております。

裁——いや、第三者を呼んだかどうかを答えて下さい。

証——調査委員会は調査可能なあらゆる方法を使つたと申しております。

被——あらゆる可能な方法の中には直接呼んで意見を聞いたことも当然入るわけですね。

検——異議あり。公訴事実との関連性が薄い。

裁——異議棄却。被告人の処分問題が教授会の議題になっているので関連性はあると認める。

証——〔…〕答えられません。(カメラのようにちぢこまっている。)

(註——調査委員会に当事者も第三者も呼んでいない、と証言することに、これはどの恐怖を抱く感性。これこそが処分をふくむ斗争庄殺の情念の構造であり、大学解体の地獄凶の象徴である。)

(続いて上原君からの反対尋問)

〔…〕

被告人(上原)——昭和四四年四月(註——上原君の入学直後。なお、この年度の入学者は、入学したときすでにバリエードがあり封鎖解除し授業再開における当局の具体的根本的ギマンを批判して、かれのように、そのまま授業をうけず、単位をとらずに除籍処分をうけている者もいる。)には、証人は授業を行っていたか。

証——〔…〕実質的な授業は行えなかった。だから学生を連れて外で授業に準ずること(例〓神戸市内の地理的な名所巡礼?)をやっていたわけです。

〔…〕

被——授業に準ずるものというのは単位を構成するものですか。

証——…忘れしました。

被——昭和四六年四月には単位を構成するところの授業は存在していませんか。

証——質問の意味がわかりません。〔…〕

裁判長——四六年四月当時〔…〕授業が行われておったんですか。

証——(いくらカムッとして)授業行われておれば必ず単位を考え、て授業をやっているわけですよ。

裁判官(米田)——授業が行われていたか、行われていないかという事実関係だけを返答してもらいたいんです。

証——四五年と思いますが、九月一日から授業再開しておりましたし、それからずっと授業継続しておりますから。

(註——証言の根拠が崩壊しており、かつそのことに無自覚。また、当局発表と授業再開時が一年ズレている。)

被——(教養部教授会が授業再開の前提としていた)改革試案のテーマを授業(たとえば公訴事実にある日付)の中で討議することに関して教授会が禁止したということはありませんか。

証——ありません。

〔…〕

被——(公訴事実の)五月一九日に証人が知り得たところの事実が証人が広報委員として知ったんじゃないんですか。

証——違います、一教師としてです。

被——すると(前回公判の)〔…〕供述と矛盾しますね。(註——証言の要旨は、広報委員として衝突を冷静にみるため、現場から少しはなれていた、というもの)〔…〕

証——それは〔…〕あるときは教師の立場でありますし、あるときは広報委員の立場で考えますし、それをいちいちここで内容が違ふとおっしゃられても困ります。(註——一瞬ごとのグロテスクな交換可能性?)

〔…〕

被——(昭和四六年五月二〇日朝日新聞のマイクロフィルムコピーを証拠として提出しつつ)〔…〕学生をなぐったり、けつたりする教官も出る始末、とかいてありますが〔…〕。

証——忘れしました。そういうことがあるのも知りませんよ。(註——取材業務の放棄?)

〔…〕

＊ 昭和五二年六月二二日

#### 第四十回 公判調書〔抄〕

被——「都市の自然災害」(註——証人の著書)という本を知っていますか。この本では証人が大学の自然と人間に与えた災害をどう扱っていますか。(註——後半は調書から削除されている。)

検——異議があります。関連性ありません。

〔…〕

(このあと、神戸大学教授で、事件当時、教務委員をしていた宮田澄男に対して主尋問の一部がおこなわれた。)

(宮田証人に対する主尋問に続いて反対尋問がおこなわれた。この日は速記官が労働過重のため不出頭し、書記官の要約調書になったが、ことば使いが古めかしくなっているので、なるべく発言通りに復元した。)

〔…〕

弁護人(河原)——(上原君に関する昭和四六年五月一九日の事件に関して)D三〇七(教室)へ授業妨害を防止するために教職員が行くということは、どこで決めたのですか。

証人(宮田)——(教養部長の)協力要請という形で〔…〕業務命令を出すわけにはいかなかったと思います。

〔…〕

弁——(現場にきたという十数名のうち)証人のよく知っている学

生以外では履修届が出ているかどうかは確認できない状態だったのですか。

証—はい、それはできません。(上原、山本は出していた、従って入室資格はあったと証言。)

(…)

弁—(松下に関する昭和四六年九月七日の事件に関して)(…)

証人(B一〇九)教室へ入ってどれ位して警察官が入ったのですか。

証—(…)二回目の退去勧告(…)(のあと)しばらくして警官が入ってきました。(註—警告を発しているところをうつつした検察側写真があるので、この時間把握の錯誤が明らかになった。つまり大学、警察は、教室の中にワナをしかけていたのである。)

被告人(上原)—五月一九日当日は雨だったと証言されましたが(…)その雨は空に降っていたのか地面に降っていたのかどちらですか。

証—雨は重力の関係で下へ落ちます。(法廷の笑いの中で、法的にマジメな人は苦い表情をしている。ただし、証人が授業の時にちがう服装をしていたのは、雨に對するためか、乱斗のためか、という論点で元気をとりもどす。)

(…)

被—(…)(その時点で)学外者であると認知されている松下昇、清水早子を、当事者能力をもってしているものとして、つまり交渉の相手方として(教授会)(…)認めていたのですか。

証—(…)学外者として当然取扱われていると思います。(註—

—公開質問状などの交渉の相手としては認めず、告訴の相手として認めていた。)

被—現在、教養部教授会は大学問題(…)に関して神戸地裁第三刑事部が当事者能力をもっていると認めていますか。

裁判長(荒石)—その尋問は相当でないから証人は答える必要はない。

(…)

被—五月一九日のB一〇九の授業の(…)D三〇七への変更は教授会決定に基づくのですか。

証—(…)当日一二時半の臨時教授会で(…)。

(註—教授会は毎週水曜の午後三時から開かれるが、五月九日には三時から開くと一時からの倉沢哲学防衛の準備ができないので、緊急に昼休みに開いたらしい。しかし、成立ないし決定についての確証はない。)

被—(当日の負傷者を記した)広報二七号では学生は実名なのに教官がA、B、C…とアルファベットになっている理由は何か。

証—私にはわかりません。

(註—「告訴などきびしい方針をとる」という当局の姿勢と、なにもかからの報復への恐怖がかいまみられる。)

(…)

被告人(松下)—(公訴事実の昭和四六年四月から九月に)学生諸君あるいは私を含む者から(…)何かを直接口頭で提起する以前に(…)公開質問状が持続的に出されていた記憶はありますか。

証—知っています(…)(が)注意していませんでした。

被—一般に授業あるいは課外活動について学生なり大学の構成員からの質問に答えようとする姿勢を当局はもっていましたか。

証—(…)できるだけ答えるようにしていたと思います。(註—追求されて、一度もこたえていないことが明らかになった。)

(…)

被—九月七日から補講をおこなうという教授会決定はいつあったのですか。

証—六月一六日と思います。(註—南山大事件の日)

被—昭和四三年一月から四四年八月まではバリーグードストライキのため(その後もいわゆる授業妨害のため)授業が行われなかったといわれているが、それに代る補講はいつどのように行われたのですか。

証—(はじめのうち、夏休み中、といいかげ、あまりのひどさに気付いて)物理的にも時間的にもやれなかったですね。

(…)

被—四四年度のような規模の大きい場合については放棄し(…)本件の一つの授業(の数回分)に関してあえて補講を行なった根拠は何ですか。

証—(…)(註—論理的には答えられず、全共斗派のさいごの十数名を一掃するワナとして機能したことを暗示した。)

(…)

被—九月七日のB一〇九で堀江評議員が退去要求した段階(検察側の写真では九時四六分)(…)では松下昇は教室にはいなかったですね。

—公開質問状などの交渉の相手としては認めず、告訴の相手として認めていた。)

被—現在、教養部教授会は大学問題(…)に関して神戸地裁第三刑事部が当事者能力をもっていると認めていますか。

裁判長(荒石)—その尋問は相当でないから証人は答える必要はない。

(…)

被—五月一九日のB一〇九の授業の(…)D三〇七への変更は教授会決定に基づくのですか。

証—(…)当日一二時半の臨時教授会で(…)。

(註—教授会は毎週水曜の午後三時から開かれるが、五月九日には三時から開くと一時からの倉沢哲学防衛の準備ができないので、緊急に昼休みに開いたらしい。しかし、成立ないし決定についての確証はない。)

被—(当日の負傷者を記した)広報二七号では学生は実名なのに教官がA、B、C…とアルファベットになっている理由は何か。

証—私にはわかりません。

(註—「告訴などきびしい方針をとる」という当局の姿勢と、なにもかからの報復への恐怖がかいまみられる。)

(…)

被告人(松下)—(公訴事実の昭和四六年四月から九月に)学生諸君あるいは私を含む者から(…)何かを直接口頭で提起する以前に(…)公開質問状が持続的に出されていた記憶はありますか。

証—はい。

被—写真七で窓枠に(すわって)写っているのはだれか。

証—知りません。(註—この人は逮捕されていない。)

(…)

被—逮捕された人数は。

証—二、三人です。(註—七人。)

被—性別は。

証—ヘルメットをかぶって覆面していた人もいましたからわかりませんね。

(…)

被—松下昇がB一〇九教室の中の床に足をつけた記憶はありますか。

証—それはないと思います。(註—建造物侵入の罪名が錯誤であることの立証。)

被—時間的には被告人松下が逮捕されたのは他の何名かが逮捕された後ですか。

証—後です。(註—これにより、退去要求をきいていない松下が、逮捕行為によって実質的に中断された授業空間にむかってアピールをしていたにすぎない、という可能性、そして、この入すきないV行為の位相こそが大学斗争の極限形態をさらに飛躍させる媒介にもなったことを確認しうる。)

(…)

被—被告人上原の公訴事実の昭和四六年四、五月と、被告人松下の公訴事実の九月の期間に(…)いくつかの事件の記憶はありますか。

証——私の記憶に「ばん残」っているので哲学の授業妨害ですが。(註——七月の人事院審理、研究室公判の開始、その公判に出廷した上原君の令状逮捕、松下の生協総代立候補などについては知らない、と答え、視野のせまさを暴露した。)

被——「…」大学斗争の課題が現在もっている意味について何かのべて下さい。

検察官(山路)——異議がありません。

証——証人が自由に答えるのならよい。  
後——私の個人見解ですが、大変なゴタゴタがありました。その後、大学自体別に改革されていまして、何の為にこんなことをやったのか、やられたのか、現在の私でしたら二度とあんなことをしにやりたくないというのが正直な感想です。(註——大学斗争を通過した教官の平均的発想である。かれらを生きたのびさせているこの世界の根拠を打倒するためにも、何度でも私たちは入らなければならない。)

#### ＊ 昭和五二年七月二十日

#### 第四十一回公判に関するメモ

公判調書(抄)の他に、重要な問題点を提起する必要がある。検

察官(山路)は公判の開始に先立ち、前回の検察官証人の証言にかかわる、ある文書を提出した。証拠調請求書と題するこの文書には事件直後の検察官調書による記載と、公判における証言記録の記載が「記憶喪失箇所の対照」として表にされており、「証人は検察官調書を作成した時の方が現在より記憶がはっきりして正確である旨証言し」として、次のように驚くべき詭弁を展開する。即ち、証人は「刑訴三二二条一項二号前段にいう精神の故障により証言できない場合にあたる。」として、検察官調書を証拠として優先させる、というのである。しかも、「精神の故障とは、疾病による場合だけでなく日時の経過にともない自然に記憶のうすれる場合も該当することはもちろんである。」と居直っている。

事実性は未来においてはじめて開示される、という私たちの方針と対立する、権力的な時間や事実のとらえ方。のみならず自然の記憶喪失といういい方でかくしている証言、反対尋問と斗争の悪夢への潜在的恐怖を、何と、精神の故障という風に、逆に自白してみせたのである。この発想は一検察官の恣意というより、国家を支える何か、遂にたまりかねてははじめていっているのではないか、という感さえ与える。法的な本音をいえば、権力は、一切の事実審理を証言でなく調書ですませ、早く大学斗争を媒介する全ての問題に結着をつけたのである。しかし、たとえば労働者の解雇理由にもされる「身体または精神の故障」を考えるとかれらは自らを八解雇したいのかもしれない。

開廷後、倉沢証言の進行と同時に、この証拠調請求書は弁護人から被告人へと回覧され、被告人(松下)は、公判終了直前の段階にこの文書に関する論議があることを想定し、かつ、法廷の倉沢証人

は講義がすんだ後に「…」、第四に高声「…」(を)慎しんでほしいということだ。

検——そういうやり取りの後、授業は開始されたの(です)か。

証——授業に入ろうとした時「…」教官の一人「…」が入って来て教室の外の粉料がひどくなっている。このままでは不測の事態が発生するおそれがあるから授業は打切るように、と言いました。

検——補講の計画(では)九月七日から九日まで「…」何時から何時まで(です)か。

証——九時三〇分から一二時までと記憶します。

検——証人の検察官に対する供述調書によると一二時三〇分までとなっている(のです)か。

証——現在記憶が薄れていますから、その方が正確だと思います。(註——前述のメモ参照)

検——(松下から)授業妨害を受けて、証人はどういう感情を持っているか。

証——全く迷惑なことでありまして、私が「…」処分その他に重大な関わりを持っていたということであれば別ですが(註——何という形式的かつ無責任な論理)、たまたま時間帯が(毎週水曜の)教授会の直前であるとか「…」(自主講座の前史をもつ)教室であるということに妨害を受ける(の)は、全くもって迷惑至極なことと思っています。(註——このような証言こそが、なにものかにとって迷惑至極ではないのか?)

に對しても検察官が以前の調書と比較しはじめたのを逆用して、検察官の論理を、反対尋問の冒頭で、一般的、かつ根底的に粉碎しておいた。このため、この証拠調請求書は裁判所によって採用されないままに終わっている。これらの経過は、公判調書(速記官の「非」)存在のため書記官の要約調書)にはのっていないのであらかじめ註しておく。

#### ＊ 昭和五二年七月二十日

#### 第四十一回 公判調書(抄)

検察官(山路)——(昭和四六年四月二十八日と五月十九日の上原君についての事件に関して)「…」(四月二十八日には)教室の中に松下講師は入って来ていた(のです)か。

証人(倉沢)——「…」四月二日以降三回にわたる私の講義の際に、その都度、(B一〇九)教室にいたことは記憶していますが、そういう態度でいたかは記憶していません。

「…」

検——(五月十九日には)定刻に授業は開始され(まし)たか。

証——(D三〇七で)授業を開始する前に「…」四項目の要求を出しました。一つは「…」籍のない人「…」、二つは受講届を出していない者「…」(はそれぞれ)退室してほしい、第三に質問「…」

(弁護人に引き続いて上原君の反対尋問)

(…)

被告人(上原)——一九六九年五月の(…)改革試案(授業計画に  
ついての学生との討論の必要性をうたっている)(…)を一九七  
一年四月(この時点で文学部助手から教養部講師になり、哲学の  
授業を開始した。)の段階で(…)知らされていなかったという  
こと(です)か。

証——はい、そうです。

(…)

被——教養部広報二七号によれば「この日(四月二十八日)(…)部  
長は松下元講師に退去を命じたが(…)応じなかった」と記載し  
ている(のです)が、(…)記憶していますか。

証——(…)要求したことは記憶していますが(…)。

被——上原孝仁の勾留状(昭和四十六年七月一日付)(…)に「  
…妨害学生は直ちに退去するよう要求を受けたにもかかわらず」  
と記載(…)そういう(…)記憶していますか。

証——はっきり記憶していません。(註——これによって上原君は  
存在しなかった退去要求によって逮捕し勾留し起訴された可能性  
が生じている。)

(…)

被——先程の勾留状(…)に「(五月十九日)故なく乱入(…)授  
業を不能ならしめ(…)」とある(のですが)、そういう事実が  
あった(のです)か。

証——教室の内部で私の授業の続行を不可能にした点は事実と相違  
していません。(…) (註——これによって上原君は存在しなかつ

た「乱入」によって逮捕し勾留し起訴された可能性が生じてい  
る。)

(…)

被——(受講届を出していた)被告人上原は単位を与えられまし  
たか。

証——記憶していません。

(…)

(時間が迫っていたが、松下から、前述の証拠調請求書との関連  
で、本日中午に一点だけ質問しておきたいと要求した。)

(…)

被告人(松下)——(広報二八号をみせて)(…)九月七日の授業  
は一一時四〇分に、(…)九月八日については一一時四五分に、  
(…)九月九日は一二時前に終り、と記載されているのですが、  
どうですか。

証——正確と思います。

被——三日とも正午までに終わっているということは、授業(…)が  
正午までに終るものと予定されていたのではない(のです)か。  
証——その点記憶にありません。

(…)

被——検察官に対する調書では一二時半までとなつて(おり)、こ  
の法廷では正午までと証言されたのですが(…) (註——検察官  
は如何に気付いて頭をかかえている。)

証——どちらともはっきりしません。

被——もし、まじめな先生であれば(…)そんな早く終るでしょ  
うか。

証——(…) (ムツとして、かつ検察官のうるたえぶりに、ある危  
険をさとして)時間一ぱいにやる(…)か(…)早く切り上げる  
(…)か、その時の状況に応じて判断しますが(…)記憶にあり  
ません。

被——記憶とは前にさかのぼるものほど正確とは限りませんね。

証——はい、それはそうです(…)。(広報の記載を媒介すれば、  
前の記憶による調書が論理的に正しいかどうか、と判断を迫っ  
たが、証人は、論理的にも判断を避けた。)

### \* (一不) 出頭過程を媒介する

#### 〔非〕存在斗争論(序)

#### 〔松下昇〕

召喚されている法廷があり、それに対する自らの対応の仕方を、  
あらゆるテーマに現実的諸問題との関連でとらえ、展開していこう  
とする試みが、このn年間続いている。国家機関としての裁判所の  
公判期日の設定の仕方が、一方的であり、裁判官、検察官、弁護人  
そして被告人や傍聴人が次第に変化し交代しつとてきた。それは裁  
判の開始された一九七〇年から予測し、覚悟し、応用プランを構築  
する対象としてきた事態であり、これからあと何年続くにしても、  
証にはやっていけるとい確信があるし、また、大学斗争の世界(史)  
性を、この位相でも開示し抜く責任も感じている。(一九七〇  
年七月三一日付の「裁判を一つの比喩として展開されつつある斗争  
に関するレジュメ」、一九七〇年二月二十四日付の「仮装としての被  
告とは何か」を各参照)

さて、召喚されている法廷があり、(私)なりの力をつくした経過  
があり、公判調書があり、その経過を掲載する過程がある……とし  
て(私)たちは、いま、どこにいるのか。前述の過程を公判の進行と

共にたんに存在する、とうけとめている限り、どこかで国家に対す  
る表現の根拠が風化にさらされる危険を感じる。一つの例を上げる  
と、法廷で、検察側の証人に対して反対尋問をする、というとき、  
その徹底的展開の必要はいうまでもないが、事件発生の瞬間以  
降、n年間をへて、いま、このようにおこなっている意味は何か、  
という問いを内包していない場合、過去の時間性や事実性の固定化  
(それこそが国家の表現の根拠の一つ)に決しておちつかつことがで  
きないのである。

ある情念をたどりつつ、あえていうならば、裁判過程の対象化を  
おしすすめ、応用しうるかどうかは、仮装性と(一不)出頭過程のと  
らえ方の深さにかかっている。仮装性については、別の位相からあ  
らためて論じるが、即自的・自然的な裁判忌避ではなく、なにかを  
極限までひきよせ、転倒していく、いかざるをえない方向性での(一  
不)出頭過程は、大学斗争の意味を未踏の領域で拡大していこうと  
するときに(一不)可避の段階であったといえる。従っていま、毎回  
法廷に出かけているようにみえるとしても、それは、(一不)出頭法  
廷を巡ったあとの、全く別の法廷であるともいえるのである。この  
ことは、慣性的な裁判参加者には決して視えないだろうし、この視  
えなさ、かれらが現在の魔境としての入生活Vの中に葬られている  
永続的パレードを視ないことと必ず対応しているだろう。そして、  
その視えなさ故にこそ、(私)たちのたたかいかも永続する。

しかし同時に、この視えなさ、を視えなさとして存続せしめてき  
たのは、(私)たちの力量や諸条件の未成熟の責任でもある。そし  
て、このテーマは、決して大学斗争や裁判斗争の表層的な現象では  
なく、現代世界の拡散的危機情況の本質に根ざしている以上、放置  
を許されないテーマの一つでもある。

いま、そのテーマのりんかくに、わずかでも接近するために、次  
のリストを作成してみる。

〔起訴状A、Bについて〕（被告人5名）

S・45・12・24 ①（〈〈仮装としての被告とは何か〉配布に対して過料3万円）

S・46・1・22 ②

3・10 ③

10・1 ④（黙示的行為に対して～監置～7～日）

11・17<5>（〈〉21号法廷への出頭声明）以後、1名の分離。1審判決はS・50・10・27→確定

S・47・1・29 ⑥ 〔起訴状Cについて〕（被告人4名）

4・6 ⑦

S・47・4・27<1>

6・8 ⑧ この頃、弁護団が次々と辞任。

9・9（延期）

（S・47・3・9の

起訴段階で他の5名と相互に分離された。）

S・48・1・24<9>

S・48・2・7<2>

〔起訴状Dについて〕（被告人1名）

3・16<10>

以後1名の分離

S・48・3・23（延期）

4・25<11>

3・23（延期）

5・9<1>

5・16<12>

5・9<3>

6・8<2>

以後、1名の分離

6・8<4>

7・13<3>

1審判決はS・49・10・25

7・13<5>

8・8 ④（勾引）

Cの分離1名についての

→確定

8・8 ⑥（勾引）

9・14<5>

1審判決はS・49・12・6

9・14<7>

この間、他の5名につい

（S・49・4・1から5・4まで〔卵〕

この後、他の2名について

この間、他の5名につい

を媒介する監置、逮捕、勾留が続く。）

n回の公判あり。分離の進行。

この間、他の5名につい

S・49・5・16<13>

S・49・5・16<8>

S・49・5・16<6>

この日は〈うみ〉をこえていたので、勾引状の執行は不可能になった。

6・13 ⑩（勾引）

6・13 ⑨（勾引）

6・13 ⑦（勾引）

この日に起訴状A、B、C、Dの併合審理が決定された。

S・49・7・11 ⑮ 河原弁護士選任

松下と別の起訴状Eについての上原君（持続的に〔不〕出頭していた。）

9・26 ⑯（9・19岡山地裁〔不〕出頭）

S・49・9・6 保釈取消（研究室公判へ出廷途中）

10・17<17>上原君の保釈活動のため

10・3 拘置所から<109>公判へ出廷

11・28 ⑰ この日に上原君保釈

11・14 同前。河原弁護士選任（10・3）

S・50・2・21 ⑱

S・50・2・21から

4・25 ⑲ 検察側証言開始

名古屋地裁の被告人

5・23 ⑳

6・4 竹中さんの勾引～勾留（持続的に〔不〕出頭のため）

7・4 ㉑

6・13 河原弁護士選任

9・12 ㉒ 裁判長交代

6・27 保釈

11・15 ㉓ 上原君との併合決定

11・15まで、大体、松下と同一日に召喚

12・3<25>延期決定後上原君のみ<出頭>のため

S・51・1・29 ㉔

2・19 ㉕

4・15 ㉖ 検察官交代

5・27 ㉗（4・28〔研究室〕判決公判に〔不〕出頭）

6・17 ㉘

7・15 ㉙

8・19 ㉚

9・21 ㉛

10・21 ㉜

11・18 ㉝

12・23 ㉞（12・16〔卵〕裁判の控訴審判決公判に〔不〕出頭）

S・52・1・21 ㉟

2・25 ㊱

3・25 ㊲ 以降については、この「通信」など参照

リストを媒介する問題を提起する前提として、リストに関する註を記しておく。

- 一、起訴状A、B、C、Dというのは、次の公訴事実の日付に対応する。A 昭和四四年九月一日、十二月三日、同四五年四月八日。B 昭和四五年一月八日。C 昭和四六年九月七日。D 昭和四六年九月二日、同四七年二月一日。
- 二、公判回数は、実質的な回数を記している。公判調書自体に記される回数は、被告人らの出頭状況によって手続上の分離、併合をおこなうので、回数がそのたびに増殖していく。関心のある人は問い合わせしてほしいが、たとえば、このリストで④となっている時点での公判調書の回数は第二九回であり、被告人の出頭状況をふくむ諸関係の複雑さを示している。
- 三、○で包囲した場合は被告人の出頭を、△で包囲した場合は(一不)出頭を、それぞれ示す。本来ならば、裁判所のかさね方による公判ごとに、全ての被告人の出頭状況についてのリストを示したいし、その準備もあるが、いまは、問題点を突出させる契機として、この方法をとっておく。
- 四、裁判官、検察官、弁護士、被告人、傍聴人などの交代、変化についても、前項と同様に、いまはごく一部しか示せないが、必要に応じて開示しうる。
- 五、このリストを作成する過程の条件についていうと、まず、「通信」二ページ分に相当する原稿用紙をつくり、その容量に応じてリストを作成した。また、内容については、被告人にさえ日付その他が宙吊りであったものがあり(召喚状の(一未)開封など)、

など。

- 十八号——第②①回公判調書(抄)
  - 十九号——第②②回公判調書(抄)
  - 二十一号——第②④回公判調書(抄)
  - 二十二号——第②⑦、②⑧、②⑨、③①、③②回公判調書(抄)
  - 二十三号——第③③、③④、③⑤、③⑥回公判調書(抄)
  - 二十四号——第③⑧、③⑨、④①回公判調書(抄)
- なお、ここでは、民事公判、人事院審理などの掲載については省略してある。

前記の註をふまえて、リストを媒介する問題に入っていく。

まず、被告人、松下が持続的に(一不)出頭している時期をみると起訴状Cについて特徴的であるが、S・四七・四・二七からS・四九・六・一三の二年以上にわたっている。起訴状C、Dについて、全期間の出頭は勾引されたときのみである。最も初期から開始されている起訴状A、Bについては、前記の持続的(一不)出頭期間より前に、先駆的にS・四六・十一・一七の(一不)出頭があり、これについては、同日付のV二一〇号法廷への出頭声明A(「通信」では第九号に転載)を参照してほしい。その後の(一不)出頭のうち、第八一七V回、第八二五V回については、それぞれ重要な意味があるが、それまでの(一不)出頭とは逆の方向性をもっている。いまは、持続的(一不)出頭の期間に焦点をさしやることにする。

この期間の(一不)出頭を、もし権力の水準からみれば、迅速な審理・裁判の手続への妨害であり、勾引ないし勾留の理由を構成していく。

ところで、個々の起訴事実を審理しようとする裁判所には視えな

二度の勾引状態を転倒しつつ、また、民事裁判や、忌避申立のため必要と主張して公判記録の閲覧をおこない、メモしてきたものを基礎とし、再構成したこと、さらに現在までの調書の謄写は可視(一不)可視の資金カンパニー委託によっておこなっていることを強調しておく。

六、いうまでもないが、このリストに記した日付は、刑事公判に関する(一)公判の基本的な一部である。松下に関するものだけでも(一)公判に関する刑事裁判や民事裁判、人事院審理の日付が記されていず、そのn事性と深く対応するいくつもの公判群は、この紙面に出現しないまま渦巻いている。これらについても、さまざまな機会に対象化作業をすすめていきたい。その展開における示唆と共闘を期待する。

七、この表現を目にする全ての人に提起したいけれども、たとえばこのリストにある公判のどれに参加しているか、どの公判の経過を直接ないし間接に把握しているか、を確認してほしい。(一不)出頭の意味、公判過程の(通信などの表現媒体への)伝達の意味を、より深くとらえかえすためにも。その瞬間の(一不)可視の領域の手ざわりが、私たちの追求の方向性をきめていくであろう。

(この通信において、刑事公判の経過にふれている掲載範囲は次の通りである。その欠損領域は、問題の困難さと、(一私)たちの力不足を示してもいるのだが……)

- 五号——第①、②公判調書および関連表現。
- 六号——第③回公判についてのメモなど。
- 九号——第④回公判調書(抄)、第八五V回公判についてのメモ

いとしても、(一私)にとっては、刑事公判の(一不)出頭以外に次のような(一不)出頭の系譜があり、それらとの関連で刑事公判への(一不)出頭もあったのである。断片例を示すと……

- 一九六九年二月二日以後の教授会欠席V。
- 一九六九年八月三・一V事件に関する任意出頭要求の拒否。
- 一九七〇年五月に逮捕令状が出ていることを知ってからの△潜伏V。
- 一九七〇年十月十一月△ラクガキVに関する告訴・任意出頭要求の拒否。
- 一九七〇年七月に処分審査評議会が設定した第一回陳述の場への(一不)出頭。

- 一九七一年七月の人事院審理第八四V日への(一不)出頭。
- 一九七一年九月十日の研究室公判(民事)に、B一〇九斗争で逮捕されていたため、勾留尋問で法廷の近くにいながらもかわらず、出廷を阻止された事態。

- 一九七一年十月一日公判での監置処分のために十月五日の、もう一名の被監置者の審問請求法廷と、十月八日の第一回南山大学公判に参加できなかった事態。
- 一九七一年十一月の代理人会議(高山)に共同労働者の試みのために出席しなかった関係性。

以上は、ごく一部の例にすぎないが、被告人が裁判斗争の過程で傍聴席にいたとして(一不)出頭の扱いをうけたり、法廷の入口まできていたのに保釈をとり消されたり、という(一私)たちの共闘者のケースを包括して考えると、(一不)出頭をたんに審理との距離ない自らの発想の水準で論じることが、いかに錯誤であるかということ

は明らかである。確信をもっていうが、(私)の(不)出頭を、斗争にとってマイナスとみる方向で異和を抱くものは全て斗争の本質からはじきとばされている。

リストを媒介する持続的(不)出頭の期間の問題にもどうだろう。この期間の序曲のように、被告人の分離、弁護団の辞任があり、それを氷山の一角とする全ての問題(共同幻想のみならず、対幻想、個的幻想)の再把握が迫られていた。(私)は、これを大学斗争の世界(史)性を存在領域の基底から問いなおす契機として応用しようとして、この期間中に、次の三項目に要約しうることをさまざまに誤解に耐えて、Vの内外に鳴りひびかせようとした。

α、斗争参加者の時間性の軸を交換させる。

β、宙吊り表現の度合を対象化する。

α、(不)確定性への祈りからの出立。

一行の表現にいたるまでの、また、一行の表現を媒介するヴィジョンには、生涯をかけてとりくむべき重さと多彩さがあるのだが、ここでは、(非)存在斗争として対象化されつつあった試みが、どのような過程をへてきたか、をまず、刑事公判について素描しておく。今後、n事審理の総体についても展開していきたい。

リストをみれば推測しうることであるが、持続的(不)出頭の期間という場合、裁判所、弁護団、被告団にとつてn重に困難な期間であったといえる。たとえば、起訴状A、Bに関する公判は第八一二V回から第八一三V回まで一年間も期日設定されておらず、同様の隔絶は起訴状C、Dについての期日設定にも波及し、起訴状D

に至っては、公訴が提起されてから一年以上も第一回公判の期日設定がなされていない、という有様である。これに対して、リストには現われていないが、この期間に(私)から八分離Vで審理される公判は、自然性のリズムで持続していた。起訴状A、Bからの八分離V公判は、S・四八・一・二五、三・八、五・十、六・二、六・二、七・七、七・一四、九・三二、十・二五、十一・八、S・四九・一・一八、一・三〇、二・八、五・一七、七・三一、起訴状Cからの八分離V公判は、S・四八・二・二八、三・九、十・二四、十二・十二、十二・二六、S・四九・一・二四、三・一四、五・九、起訴状Dからの八分離V公判は、S・四七・六・一、七・八、九・二一、十一・九、一二・一四、S・四八・二・二、二・二三、五・二三、七・九、九・一二、十・二六、十一・二八、一九・S・四九・一・三一、三・二三、四・二三、五・九、という風に。これらは(私)が確認しているものであり、これ以外にわたっている可能性はもちろん存在する。

このような事態に対して(私)は放置しておいたわけではなかった。

起訴状A、Bに関する第八九V回公判の日付(一九七三年一月二四日)で、(同一日の)八研究室V公判(むかいつつ)、次の文章をふくむV二十一号法廷の八被告団会議Vに対する証言人を提起している。

「まだ出会ったことのない領域での真の統一のために、八私Vは、しいられた八併合V審理へは八不出頭Vし、なにかから八分離Vされている審理への八出頭Vを持続していく。」

また、全ての起訴状に関する公判について一九七三年三月/五月

の段階に「それぞれの八被告Vが、真の共同性を追求しつつ、自らの公判を過渡的に消去し、なにかへの八併合V要求の過程で生じる問題をV」八公判として出現させる」という方向性を、裁判所を媒介に提起した。ここでいうV八公判はXX、XX公判(一)公判(その後飛翔していくのであるがその段階では、(前)共同被告人たちからの硬い異和に出会うことになった。しかし、(私)は先述した八分離V公判の系列に、できる限り出頭し、契機に応じて被告席に存在したり、求釈明/反対尋問の作成/展開に参加し、その成果は予想をこえるものがあった。裁判斗争の位相を、大学斗争の極限の追求の一つの場として八神戸Vだけでない八V/XX、XX

(一)へ深化拡大していく試みは、一九七二年冒頭から開始された八V焼を対応する転換軸として飛翔を続け、現在に至っている(不)出頭への報復は、法的にもやってきた。一九七三年八月八日(金大中事件の日)の勾引がその一つである。勾引を執行した警察官たちは、直前の六月二十日と二十八日に、竹本信弘に関する犯人隠避容疑で(私)の住居をふくむ二十数カ所(この範囲は、全国的な八V/XX、XX焼売場であるともいえる)を捜索し差押えた警察官たちと重複しており、(私)は法廷へ勾引される前に、興奮本部へ連行された。

八勾引Vを媒介して(私)は、九月十二日付で、「……勾引状を発した裁判官(…)」(と)同時に、それを通じて、八八・八V公判が明示しつつある意味を把握しないままに慣性的に進行する審理の総体を忌避する。」と申し立てた。(私)は、ある配慮および必然性から申立の理由を八一部Vしかのべなかつたので、その後、裁判所から申立理由書提出のときよくがきた。これに対して(私)は、

「忌避申立理由書の作成、提出……に関する作業を(…)仮装被告(団)へ委託」すること、「その旨を裁判所から連絡して」ほしいこと、を十一月二十二日の八研究室V公判の八証言Vにいたる過程で提起した。このため、裁判所を媒介する公判関係者は深刻な問いにさらされ、この忌避に対する却下の決定は、翌一九七四年三月二八日まで六カ月以上も遅延されざるをえなくなった。

この忌避の申立から却下に至る過程に含まれる事態の意味は、(私)が、この決定を四月十三日になって、やっと岡山刑務所内でうけとった、という事実性から極めて鮮やかに照射されている。一九七三年秋から年末にかけての(坂本)氏の乞食巡礼が、岡山地裁によって、それ以前からの持続的(不)出頭過程を飛翔させたものと認定され、(坂本)氏は一九七四年一月三十一日に(私)の目の前で勾引され、以後、四月十二日の判決まで勾留が持続した。この期間にくりかえされたn回の忌避は、忌避の極限をさらしにふみこえる息づかいをもっていた。この問題との深い関連において、(私)は一九七四年四月一日にくだけ散った法廷で(一)を媒介する監置二十日、釈放直後の逮捕、起訴という過程を巡礼するところになるが、これによって、国家機関としての裁判所、検察庁は、地域の枠を横断して、(私)に関する(一)や(不)出頭を総括せざるをえなくなった。昭和四九年四月二十五日の松下昇に対する勾留請求却下取消決定において、岡山地裁の裁判官(大森、白川、前田)は、岡山、神戸両地検、兵庫県警の報告書をもつて、「昭和四十七年四月二七日から同四十八年九月一四日まで」の持続的(不)出頭期間を逃亡のおそれ、の根拠としてのみ指摘し、「公判審理中裁判官に対

して暴行を加えるという未曾有の不祥事」と共に、勾留の必要な理由としている。これに対して、一九七四年五月四日の勾留理由開示公判において(私)は、(不)出頭過程についての把握の錯誤を粉砕し、保釈を獲得できた。

それ以降の(私)に関する刑事公判は、(不)出頭過程を止揚するかたちで、かつ、八岡山V、八神戸V両地裁の公判の特性を垂直交差させつつおこなわれてきた。また、(私)の(不)出頭過程と位相的(対)Vとしてもとらえる他の被告人たちの(非)存在斗争との連続性・横断性をも把握していかなければならないが、ここでは、その重要性を示唆するにとどめておく。

「なにものかへの本質的出廷という姿勢は、(私)にとって第八一V回公判以降、連続しており、転倒されたのは、(私)と法廷の関係性を、あるときには出頭、あるときには不出頭とみなした視点および、その存在の様式そのものである。」(S・四九・十一・二八公判における意見表明から)

この表現のはじめからいままでのべてきたテーマとしての(不)出頭が、何の比喩でありうるか、どのような応用が可能かを問うていくことが、今後の(私)たちの作業の基礎条件の一つになるであろう。

なお、いまは、その内容にわたってまで展開しないが、(不)出頭のテーマと密接な関連をもつ、診断書のテーマがある。(私)の刑事公判と対的な位相にある昭和四九年九月六日の研究室公判の証人、同年九月一九日の岡山地裁(卵)裁判の被告人、昭和五十年七月二八日の名古屋地裁の被告人のそれぞれの(不)出頭に関連する診断書が、(うみ)のむこうの医師によって準備され、応用され

その過程で交差する関係性との格闘が現在の宙吊り情況に深い意味を開示しつつあることを指摘しておく。

二月一六日(第三回)である。

控訴審においては被告人の出頭は義務づけられず、従って勾引の可能性はないが、逆に、法廷における訴訟行為を圧殺されたままの実刑という可能性はあった。裁判所は公判ごとに異様な警備体制をしき、法廷参加者は荷物をしらせせるか、あずけるかしないか入廷させず、裁判官(久安、大野、山田)は、いつでも何かの祝福から逃げられるように、法壇の上から首をわずかばかりのぞかせ、左右にガードマン役の廷吏を配置してから、やっと審理を、正確には、審理うち切りの儀式をおこなった。検察官(杉本)は、原審判決は憲法に違反しない、判決理由のくいちがいはない、との控訴棄却を要請したが、それ以上に裁判所自身がこの控訴に恐怖していたのである。

一切の法廷内の発言・訴訟行為を禁止された被告人は、弁護人を通じて、昭和三四年四月九日付最高裁第一小法廷決定(ロン・ジャーニ)に関するもの)などの文書、渡辺宏、山本光代、浜本多恵子などの現場参加者についての証拠調請求をおこなったが、全て却下され(控訴趣意書)の提起する問題点は、それが重要であればあるほど審理されえないまま、第三回公判で判決文らしいもの(控訴棄却を主文とする)がよみ上げられた。被告人は却下された証人(群)に入出廷Vを委託しつつ(不)出頭した。この委託もn重の偶然と必然によって当日までにはとどかなかつた、ということが、後に判明している。一方、判決公判に法廷で生じた(裁判所からみれば、少くとも制裁・告訴に相当するような)事実性を裁判所自身が隠秘している事態に対して、一九七七年七月六日付で(一〇三)被告団から(求釈明・要請)が提出されている。

## から

へからVと冒頭に記したのは、この通信のこれまでの地域ごとの見出しの区分からはみだすものを、意味させようとしたからである。いうまでもなく、これまでの、それぞれの表現・資料がどのような地名や固有性を帯びていようと、それからはみだす方向性をもっているのは確かである。しかし、ここで試みたいのは、そのことをふまえた上で、なおかつへからVという項目で、あえて提起せざるをえない切迫と必要があるためであり、それが情況の指標の一つになりうるという予感のためである。この試みが、十分に成果をもちうるかどうかは、通信二十三号の註でのべたこととの関連でいうと、この表現媒体にふれる人々の共同作業の度合いにかかっている。

## ＊(卵)裁判の控訴と上告過程

通信二十二号には、昭和五一年六月八日の判決、六月八日付の(控訴)と申立書、八月一日付の(控訴趣意書)が掲載されている。その後、広島高裁岡山支部でおこなわれた昭和五一年(五)第八一号事件の控訴審公判は、日付としては

昭和五一年一〇月一九日(第一回)

一月二十五日(第二回)

上告申立ての期限は判決後十四日以内であり、(松下 昇こと松下未字)をふくむ仮装被告(団)から、一九七六年二月二十六日付で、△最高裁判所Vあてに

「無限に未字△からV舞い立つ他の複(素(数性の領域との△分難Vをしいられた位相)にある(判決)に対して(上告)が申し立てられた。この表現の作成(提出過程は劇以上の△劇Vでもあるが、その過程の最後のエピソードだけのべると、受付期限の十二月三十日夜に、高裁支部はすでに人影がなく、△二V人の女性は、年末警戒中の警官と自主ゼミをおこないつつ、忘年会のざわめきの中にある地裁宿直室へ、紙片を過行的に提出したのであった。

昭和五二年二月一日付で最高裁から、昭和五二年(第)第一八五号事件の上告趣意書提出期限を三月一日とする通知と、弁護人の選任についての問い合わせがあった。これを逆用して、国選弁護人の選任申請と、上告趣意書提出期限の延期申請を二月九日付でおこなったところ、二月一八日付で齊藤驍弁護士を選任したという通知がきた。被告人から国選弁護人へ資料と共に方針に関する手紙を出したが返事はなく、三月四日に事務所へ電話して、事務員から、二月末に辞任届が出ていることが判明した。あとで辞任理由の上申書のうっしを入手したが、一、被告人との信頼関係を確立する自信がない。二、費用、報酬の保証がない。三、期限までの時間不足。の三点に要約できる。上告は弁護人なしでもおこなうことができるのに、あえてこの試みをした理由はいくつかあるが、国選弁護人制度を媒介して弁護人総体へ、(一)一裁判の意味を投げかけ、それを契機とするあらゆる動きを上告過程にくりこんでいくこと、および既成の救援組

題とは、最高裁へ提出した表現には(ヒマワリのタネ)が併合されて舞い立っているのであるが、この原本の△Vつを東大裁判で実刑判決(上告棄却)を受けて服役している久住幸治君に、久住登茂子さんを通じて差し入れてもらったところ、ヒマワリの咲く季節がすぎても、まだとどかない、ということが配偶者の手紙や面会という仮装形態で意志交換する過程で判ったのである。ここにこめられた深さをくぐらずに掲載しえない。

ところで新しい弁護人と連絡をとったところ、かれの所属する弁護士会では(辞任した弁護士の所属する弁護士会が順番制で引き受けるのに対し)、公開された起訴状をみて自発的に引きうけるやり方であるとのことであった。かれは、戦後廃止された裁判所構成法を検討し、その第一〇九条に「裁判長ハ審問ヲ妨クル者(一)ヲ五日以内ノ拘留ニ処スルコト(及ヒ(二)刑事訴追ヲ為スコトヲ得)」とあるのを発見し、この二重処罰の思想を復活させた(一)一裁判判決に対する、すぐれた上告趣意書をかいてくれた。その他関連資料は、(自主ゼミ)を媒介して回覧可能である。

三月十日(付の)一序(に)続く(五月四日)付の最高裁あて表現では、まず次の箇所を引用しておきたい。

「(ロン・ジャー)は、いま、どこに居るのか、というのが、本件発生以降、本件自体によって問われてきた問いの一つであった。[...] (本)人や関連記録に出会おうとする試みは、n重の困難に出会いつつある。[...] 仮装被告(団)は[...] 本件上告過程そのものを請求理由として[...] (ロン・ジャー)についての(「再審」)の請求をおこなう。」

この表現を送送する郵便局のある大阪高裁の(研究室)公判にお

織や、これまでの私選弁護人の位置を逆にとらえかえす必要もあった。

前記の経過にもかかわらず、提出期限の直前になっても最高裁からは何の連絡もなかったので、(松下 昇)をふくむ仮装被告(団)は三月十日(付で)「この事態は、被告人からの前記(二・九付)申請の事実的却下であるのみならず、その黙示的效果によって、本件上告申立過程(の中に)包括される弁護人制度の形骸化批判、法的言語(時間の空洞化の指摘...)の本質への庄殺」である、としつつ最高裁第三小法廷への裁判官全員への(「忌避」)を申し立てた。最高裁は三月十六日付で、小野正典氏を選任し、趣意書提出期限を五月十二日に変更し、その後になって、やっと、最高裁に対する異例の(「忌避」)を、四月八日付で、理由に苦慮しながら却下したのである。

(松下 昇)をふくむ仮装被告(団)は、(「忌避」)を申立と同時に、(「趣意書」)の一序(を)提出していたが、その冒頭に、なげ、いま、一序(のみ)を提起するのか、について、次の理由をのべている。(要約)

その(一)(「忌避」)に対する最(一終)的(一決定)の過程で(「趣意書」)の展開も可能。

その(二)(「一〇三」)公判の(「上告に対する(判決)」(不可能性に宙吊られている)への批判を(「前」)提とする。

その(三)(「研究室」)公判控訴審における(証人)の開始しつつある(証言)(「公訴事実」を転倒する意味をもつ)の(未)完了。

それに続く二審判決批判は、重要であるが量的に膨大であり、次の問題と関連するので、いま、ここには掲載しなくておく。その問

いて前述の、その(三)との関連において、証人(森川佳津子)が重要な(証言)をおこなった。この五月四日の証言速記録の一部のうっしを含む(「補充書」)が、六月十六日(付で)提出されている。この(証言)の重要さを怖れた大阪高裁第九民事部は、その日で(証言)をうち切り、結審したために、(「一」)裁判の上告審における口頭弁論は(「△死刑」)判決でないという理由で(「開」)開かれない以上緊急に、この(証言)は(「△別」)の法廷で持続される必要があった。そして、なにかに輸入されたかのように、五月一日、名古屋地裁刑事第二部は、次回公判に森川佳津子の召喚を決定した。(この公判調書の一部のうっしも六月一日(付の)「補充書」)に含まれている。(この(森川証言)は、被告人(竹中千恵子)の(「前」)国選弁護人が、(森川佳津子)の連絡先をふくむ重要書類を(「押収」)し続けているために、九・九現在まだ実現されていない。そして六月二九日の(「研究室」)公判の控訴審判決に対する(「上告」)申立表現の原本の(「△対」)が、(「一」)上告の過程に併合されている。(「七・一三」)付、(「九・九」)付)その復(素(数性の運動は、あらゆる審理領域を横断して深まるばかりであり、これを審理しえない(「△法」)はすでにn重の解体を開示しはじめているのである。

### 米「研究室」公判の控訴、上告過程

通信二十二号には、(「研究室」)公判の行方について、昭和五一年四月二十八日の(「判決」)が、その(「不」)可視の関係性と共に示唆されている。ところで、この公判過程に最初から注目してきた人には明らかであるが、(「研究室」)公判には

仮処分異議申立に関する昭和四十六年(注)第八三九号事件(第一回公判は昭和四十六年七月一日、一審判決は同四十八年六月一三日)、控訴審としての、昭和四十八年(注)第一一八七号事件(第一回公判は昭和四十九年三月一日、第二回公判四月三十日の後、七月一日日に二審判決)、特別抗告を媒介する上告過程の系列と

研究室使用妨害排除請求(本訴と称される)に関する昭和四十六年(注)第五四四号事件(第一回公判は昭和四十六年七月八日、一審判決は冒頭にのべた昭和五一年四月二八日)の系列があり、その関連と各公判ごとにひきよせられる問題群の一つ一つの追求は、いまここで展開しきれないが、その作業はA、V、

(一)公判の総体を把握する(不)可欠の(前)提であるから、(自主ゼミ)をも媒介しつつ持続的におこなっていききたい。

ここでは、後者の系列にある(研究室)公判の一審判決後の経過を素描する。

通信二十二号にも示唆的に記したように、一審判決公判には原告、被告の当事者は全て(不)出頭しており、その後、松下あてにとどいた、判決文が入っていると想像される特別送達は、関連する表現群と共に、(未)開封のまま巡礼に出立した。これは法的にみれば更正申立や、判決理由批判としての控訴申立が(不)可能であることを意味する。そして、このような(不)利を承知で追求しなければならぬ存在的情況的課題のあることを意味する。

大阪高裁へのその後の申立の特質は、従って、判決理由ではなく判決過程を通して全ての問題を批判していくこと、また、共同訴訟参加申立の却下決定(判決に併合されていた)に対する即時抗告と併合的におこなうことであった。一九七六年五月四日(五月十一

との出会いであろう。

職業的な公判参加者にとっても事態は重大であった。裁判官(宮崎、田坂、中田)は身をのりだして(証言)(一〇)才児の声をふくむ)に耳を傾け、国側の代理人である法務局検事(岡崎ら)は、事実審理なしの棄却のアテがはずれ、かれらの訴状の基礎の崩壊をかくそうとして、元神戸大学教養部広報委員長の稲見悦治(神戸地裁の刑事公判における二月二五日、三月二五日の証言に対する反対尋問で、国公法第一〇〇条一項にかくれて証言拒否し、斗争について記憶喪失になりたい、とグチをこぼしていた人)を四月二五日付で証人申請した位である。しかし、結局、国側は裁判所に救われた。もしも(松下)森川(証言の指摘する問題に公平にVつき合っていたら、この事件だけでなく、現在の裁判が扱う事件総体が転倒しかねない、と直感した裁判所は、五月四日で結審し、六月二九日に何の理由もデッチ上げることできないままに、控訴棄却と参加申立却下の(判決)を出した。

裁判所は、これで何かから逃亡できたと思っているかもしれないが、かれらが夢にも思わない領域で(一)公判の試みは続いており、そのうち、かれらも、いや応なしに思知らされるにちがいない。(判決)後の総体的反撃の一断片として、いま開示しうるのは(松下)と(森川)をふくむ(自主ゼミ)実行委員会からの(七・六)付、(九・九)付の(上告)特別抗告の申し立てである。(昭和五二年(注)才第二七四号事件)これは、(一)裁判の上告過程と併合的に運動して、国家存在の隔絶する逆バリケードを突破しつつある。最高裁と大阪高裁は、この申し立ての審理をおしつけ合った学句、申し立てが重複していることを理由に九・一二付で却下決

日付の表現には、前記の特質が、可能な限り生かされている。その後、設定された控訴審としての昭和五一年(注)第九三二号事件の第一回公判(九月一日)を媒介に控訴人の(松下)は、はじめ一審判決文に出会い、第二回公判(十一月十一日)に(本)人尋問を仮装しつつ、一審判決の理由、公判過程および、その前提となる神戸大学の処分理由、過程について根本的な批判をおこなった。また、この日の法廷には共同訴訟参加人としての(森川佳津子)や(自主ゼミ)の(一〇)才児が存在したことを特筆しておかねばならない。

大阪高裁第九民事部は問題の重大さに気付き、控訴棄却や(参加申立)についての即時抗告却下をおこなうことができず、第三回公判(昭和五二年二月一日)と第四回公判(五月四日)に(森川)証言を認めざるをえなくなった。この(森川)証言は、一番における昭和四十九年十一月二五日の証言、昭和五〇年三月十一日付の(証言)(書)に(連続)するもので、(研究室)公判の(無)限の拡がりや深さを象徴するものである。この(証言)は、一審の批判、処分理由と過程の批判を、全く新しい事実性の提起によって開始したのみならず、現在進行中の神戸A、V地裁の刑事公判、上告過程にある(一)裁判評をふくむ(一)公判の総体に根底的な問題提起をなしつつある。

これらの速記録をふくむ資料がいつか(あなた)の目にふれるとき、この世界の風景が一変して映るであろうということを確信するが、それとの出会いの(かき)のA、Vは、控訴審判決文原本(京大教養部ドイツ語教室気付(自主ゼミ)実行委員会に送達されているが、(未)開封のまま巡礼中)との関連における(森川佳津子)

定を出したが、これに対して九・一八付で(特別抗告)が展開されている。これ以外の法的水準の対応をみだし、転倒する対応については(自主ゼミ)に問い合せてほしい。

### \* 自主ゼミの過程

通信二十三号には、制度としての自主ゼミが教授会によって否決されていく経過が掲載されていた。制度への介入と、転倒の試みは今後も持続的におこなわれていく必要があるが、ここでは、前号で明らかにされた経過と同時に自主ゼミで追求されていた、いくつかの問題点を示そうと思う。

- 一、自主ゼミの成績評価、単位認定について。
- 二、自主ゼミ参加者が執筆過程に参加している三一書房企画のA、D、Iツ語の本Vの出版過程の問題について。
- 三、A、竹本V処分と関連する自主ゼミA処分Vについて。

主として、これらの問題点が、昭和五二年二月以降、正規の授業期間が終了後も、占拠中のゼロックス室で毎週討論された。時期的にもどるが、この部屋は正式には、ドイツ語資料室とよばれておりゼロックスがおかれていたが、一九七六年一月以降、松下ゼミ申請者団をふくむ学生諸君によって占拠されていた。奇妙なことに占拠に際して合意の上で、ゼロックスは別の部屋へ移され、可視的な占拠者も春ごろまでには立ち去って、あとには、一見六十年代末のバリケード内部風のA荒廃VがA放置Vされていた。しかし、まぎれもなく今は七十年代の後半……。この落差の意味を対象化するため

にも、一九七六年夏をすぎたから、さまざまの複業数性の人たちがこの空間を応用していたのである。前述のハドイツ語の本Vの原稿の一部もここで作成され、(一)「公判」(一)「作業」などのプランもここで立てられたことが多くある。このような空間の応用方法の一つとして本年二月から新学期開始後の四、五月にはみだしてこの部屋で毎週火曜の午後に自主ゼミが開かれ、七月に当局によって逆封鎖されるまで持続した。物理的な逆封鎖以前に、自主ゼミは、さまざまな場所へ深化拡大しており、そのテーマは、この世界からもはみだしそうな位であるが、最も可視的な作業としては新潟で人事院審理の報告集と対をなす別冊としての正本ハドイツ語の本Vが企画され、九月三十日付で刊行され、また、昭和五一年度自主ゼミの八相互評価Vの方法の飛翔をめざして、一九七〇年処分、一九七一年人事院審理以降の表現媒体とその根拠を対象化しつつパンフレットが企画されている。この企画を断片とするあふれかえるテーマ群に出会いたい人は、ぜひ、刊行へ応用過程に参加してほしい。

## あとがき

通信二四号は、(松下 昇一氣付(自主ゼミ)実行委員会で編集発行していくことを過渡的に試みた。これまでの号、これからの号と、どこで、どのように交差していくか、いまのところ(不)確定であるが、表現媒体の問題がひきよせる、さまざまな課題を(自主ゼミ)のテーマの一つとして持続的に追求していきたい。共斗と示唆を期待します。

通信二三号に、少くとも次のような校正ミスがありますので、訂正します。

五ページ上段左から三行目

五月一九日 ↓ 五月一五日

一三ページ上段の題名

〳〵に關する(抄) ↓ 〳〵に關する註(抄)

一四ページ上段右から十一行目一ばん下の「る」は不要

一五ページ上段左から五、六行目

〔現在一の右に「いま」をルビで添える

一五ページ下段右から七行目

〔自宅ゼミ〕 ↓ 〔自主ゼミ〕

一七ページ上段十一行目

「飛躍すること」の下に「を」

一八ページ上段、手紙の文章左から六行目

資料としてあれば ↓ 資料としてであれば